

補助金のお知らせ

私立小・中学校に お通いの方等へ



対象となる方(下記①②両方に当てはまる方)

- ① 江戸川区に住民登録のある方(毎月1日時点)
(2011年4月2日～2020年4月1日の間に生まれた方)
 - ② 江戸川区立小・中学校に就学していない方
- ※ 現在通っている学校で給食の提供がない場合(弁当持参や学食等)も対象となります。
- ※ 現在通っている学校で給食費が無償化となっている場合や、国や地方公共団体による給食費相当の補助(支援)を受けている場合は対象外となります。

補助金額(江戸川区立小・中学校給食費相当額)

下記該当学年の1食単価に、江戸川区立小・中学校の各月の給食予定回数に乗じた額を補助します。なお、補助額の算定は月毎に行います。

- ※ 支給対象期間は、令和8年4月～令和9年3月分です。
- ※ この補助金は税法上の「雑所得」に該当し、課税所得となる場合があります。所得税の確定申告や、住民税の申告が必要な場合があります。

小学校			中学校
低学年 (1～2学年)	中学年 (3～4学年)	高学年 (5～6学年)	
315 円	335 円	355 円	400 円

制度の詳細やQ&Aは
江戸川区ホームページをご確認ください



問い合わせ先

江戸川区教育委員会事務局学務課給食保健係 TEL 03-5662-1626 (直通)

*外国語のサポートが必要な方 多文化共生センター TEL 03-3877-3841

申請者番号 _____

江戸川区教育委員会

私立小・中学校にお通いの方等へ補助金のお知らせ

江戸川区にお住まいで、江戸川区立小・中学校に就学していないお子さまへ、補助金を支給します。制度の詳細は同封のチラシをご確認ください。

なお、本通知は補助金の支給の可能性がある方へ送付しています。そのため、審査等により補助金が支給されない場合もあります。あらかじめご承知おきください。

【申請方法】

《スマートフォンによる電子申請》



二次元コードを読み取り江戸川区ホームページから申請してください。
※電子申請ができない場合は給食保健係へ、外国語のサポートが必要な場合は
多文化共生センターへご連絡ください。



提出後、申請内容を審査します。補助金の支給が決定したら「支給決定通知書」を郵送します。補助金の振り込みは令和8年10月から11月頃の予定です。

※申請内容に不備のある場合や、必要書類が不足する場合は補助金が支給できません。

申請前に必ず内容をご確認ください。

※Q&Aなど、詳しくは同封のチラシ・区のホームページをご確認ください。

申請書提出期限 令和8年9月11日(金)

問い合わせ先 江戸川区教育委員会事務局学務課給食保健係 TEL 03-5662-1626 (直通)

(※外国語のサポートが必要な方 多文化共生センター TEL 03-3877-3841)